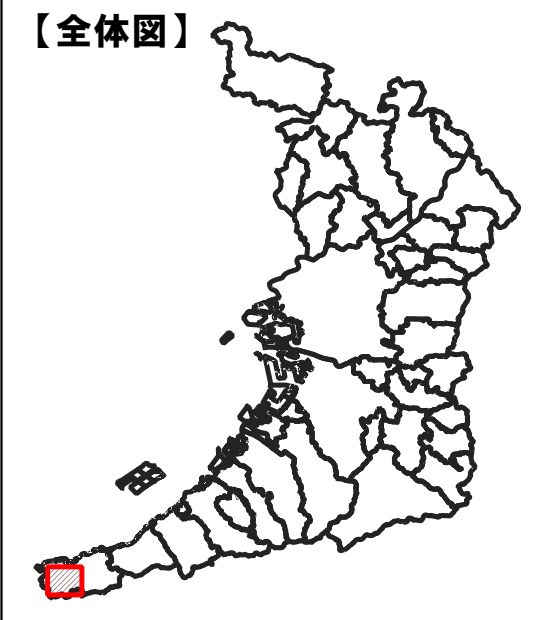
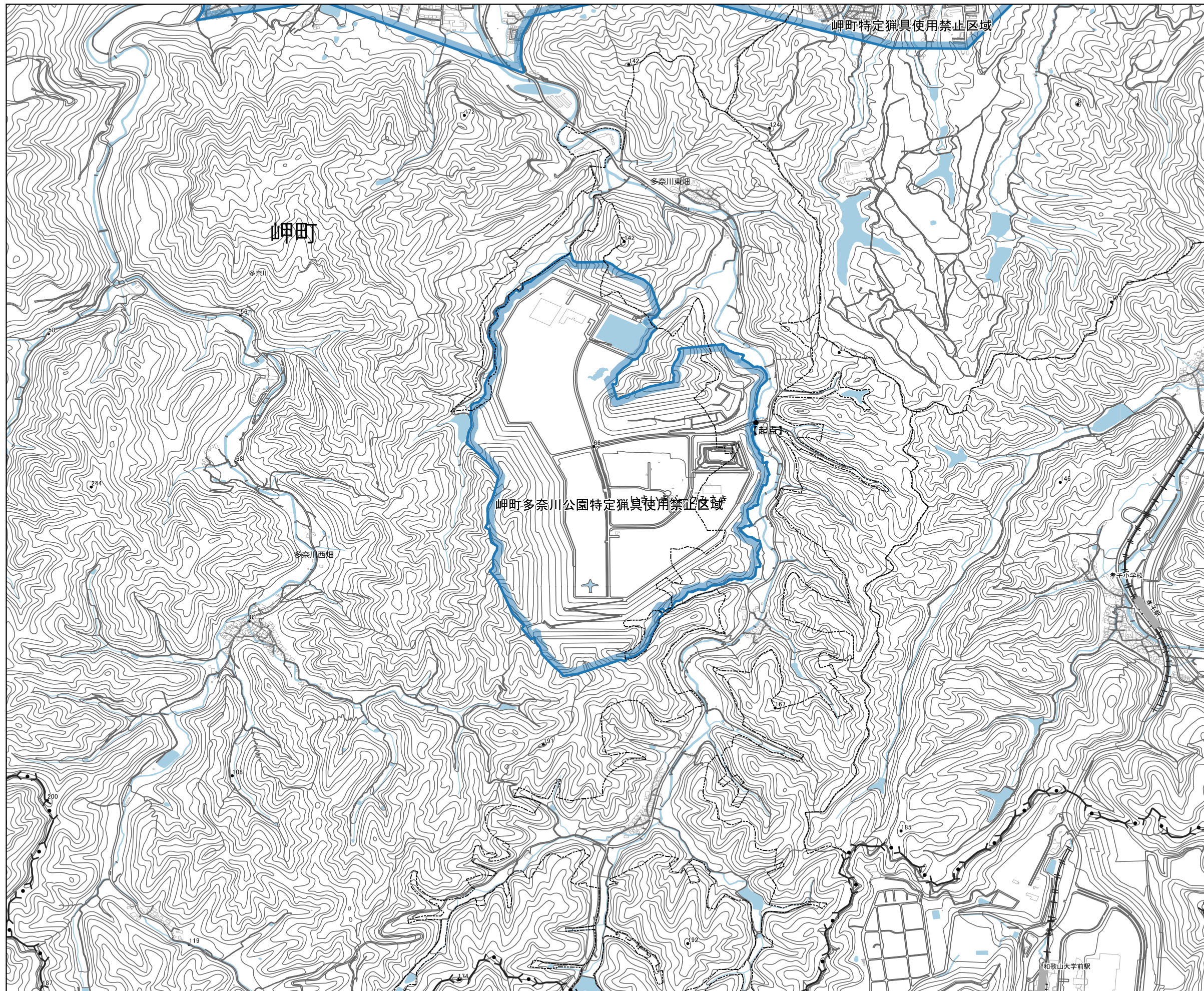


# 73 岬町多奈川地区多目的公園特定猟具使用禁止区域

1:10,000  
0 250 500 m



【凡例】

鳥獣保護区	
鳥獣保護区特別保護地区	
特定猟具使用禁止区域(銃)	
鳥獣保護区(他府県)	

【指定区域】

町道多目的公園1号線と東川の交差点を起点として岬町いきいきパークみさきの境界に沿って北進し、多奈川東畑199番地に接する里道と交わり、同点から同公園の境界に沿って西進し、多奈川ピオトープに至る。同ピオトープ、調整池の東側山麓を北進し、林道犬飼線と交わり、同点からいきいきパークみさきの境界に沿って西進し、林道粉谷線と交わり、同点からいきいきパークみさきの境界に沿って南進し、同公園南端に接する大阪府有地の多奈川谷川3351番地の43、3351番地の112、多奈川東畑1463番地の1と多奈川谷川3351番地の1、3350番地の1、3351番地の2の境界を東進し、多奈川東畑石橋地区西ノ谷の北側山麓を東進し、西ノ谷入口から東川西側山麓を北進し、町道多目的公園1号線に至る線で囲まれた多奈川地区多目的公園の区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。